

★目 次★

介護報酬改定に向けた
介護給付費分科会情報
～介護報酬改定に関する
審議報告～

「平成 21 年度介護報酬改定の概要」

社会保障審議会介護給付費分科会において、「平成 21 年度介護報酬改定の概要」が示されました。

その中で報酬単価等についても示されましたので、概略をお伝えします。

●総論

今回の報酬改定は、政府・与党において「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として、平成 21 年度介護報酬改定率を 3.0%とする方針が出されたことにより、介護保険始まって以来のプラス改定です。

●地域区分の見直し

経営実態調査の結果を踏まえて、地域区分の見直しがされました。特別区が 12%→15%、乙地が 3%→5%に変更となりました。

人件費割合については、訪問介護（60%→70%）、居宅介（60%→70%）に変更になりました。

・地域区分ごとの報酬単価の変化の算出の仕方

10 円＋地域区分ごとの係数×サービスごとの人件費割合×1 円
＝地域区分ごとの報酬単価

自分の事業所にあてはめ、上記の計算式にて算出してください。

●中山間地域等における小規模事業所の評価

現行の特別地域加算対象の地域以外の半島振興法指定地域等において、「小規模事業所」（訪問介護は訪問回数が 200 回以下/月、訪問入浴は訪問回数が 20 回以下/月等）がサービスを実施する場合所定単位の 10%が加算されます。指定事業所ごとにサービス提供地域が該当地域にあたるかどうか確認してください。

●中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価

移動経費を要する訪問介護、訪問入浴等が運営規定に定めている通常の実施地域を越えて「中山間地域等」（離島振興法、山村振興法等に指定されている地域）にサービスを提供する場合所定単位の5%が加算されます。

●訪問介護

報酬単価については、身体介護30分（231→254）生活援助1時間未満（208→229）のみが単価が上がります。

特定事業所加算については、算定要件の見直しが実施されました。

人材要件について、介護福祉士のみでなく、介護職員基礎研修修了者、1級訪問介護員も条件は違いますが、加算の要件に加えられました。

重度要介護者等対応要件については、要介護4、5に加えて認知症日常生活自立度Ⅲ以上の要件が加えられました。

サービス提供責任者の労力に着目した評価として初回加算（200）、緊急時訪問介護加算（100）が創設されました。新規ケースの発生頻度もあり、収入増という意味では効果が薄いと思われるのですが、サービス提供責任者の仕事が評価されたということは意味があると思われます。

●居宅介護支援

件数が40件以上となる場合に全ての件数に適用される現在の逡減制について、経営改善を図る観点から、超過部分にのみ適応される仕組みに見直されました。

具体的には40件以上60件未満が全ケース4割減算であったのが、40件以上60件未満のみ5割減算となりました。

60件以上については全ケース6割減算が40件以上のみ7割減算となりました。

特定事業所加算については、要件が緩和され、加算のⅠ（500）、Ⅱ（300）ができ段会的な評価となりました。特に影響のある緩和された内容としては、「介護予防支援業務の委託を受けていないこと」が削除されたことです。Ⅱの要件

については、重度要件は入っていません。

医療と介護の連携を図る観点から、病院又は診療所に入院する利用者への情報提供した場合の医療連携加算（100）、退院・退所時の連携について退院・退所加算Ⅰ（400）Ⅱ（600）、小規模多機能型居宅介護に利用者が移行する時の加算（300）が新設されました。

また、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅲ以上）、独居高齢者に対する支援等について150単位の加算が新設されました。

- ◇平成18年度改定において1時間30分以上の生活援助は定額になり、必要なサービスを効率よく実施することを推進していることが示されましたが、この傾向は今後も続くものとされています。
- ◇ヘルパーとして専門職がすべきこと、インフォーマルでできることを見極めて活動内容を考えて行くことが必要であり、それが適正な訪問時間につながっていくと考えられています。
- ◇特定事業所加算は、平成18年度から実施されましたが、加算を取っているところが数%と少ない状況です。今回要件を緩和することで、特定事業所を推進し、一律に報酬を引き上げるのではなく、質の高い事業所にそれに見合った高い報酬を与えようとしています。この傾向は今後も続くものと思われます。
- ◇特定事業所加算は利用料に跳ね返ることもあり、加算を取ることが躊躇されています。しかし、質の高い事業所を目指して少なくとも条件をクリアできる体制を整えていくべきであり、加算をとってもそれに見合うサービス提供できていると自信を持って利用者に説明できることをめざすことが必要だとされています。

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会ニュース
平成20年度 第5号（平成20年12月26日）より

京都府ホームヘルパー連絡協議会事務局

〒604-0874 中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都

京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課内

TEL075-252-6295 FAX075-252-6311

